

皆さんご存知ですか！！

後期高齢者医療制度が来年4月より開始されます

2008年4月スタート

この制度は昨年国会で反対を押し切って与党（自民党・公明党）が強行成立させた医療改悪法です。75才以上の方は現在加入している国民健康保険などから脱退して、新しく新設された後期高齢者だけを対象にした医療制度にはいることとなります。約1300万人の方が対象になると厚生労働省では推計しています。

後期高齢者医療制度とは？ 75才以上＜後期高齢者＞

すべての方に保険料負担が発生します。

保険料は月平均で6200円（厚労省試算）

現在保険料負担のない方（子供の扶養家族）も来年4月からは保険料を支払います。

* 介護保険料とあわせると1万円を超えることとなります *

保険料	年金より天引き徴収
保険料滞納者	保険証の取り上げ資格証明書の発行 (窓口で医療費を全額支払うこととなります) これまでは75才以上の人に発行していなかった

65才～74才・・・今まで通りの医療保険に加入ですが、国保に加入している人は来年4月から保険料が年金天引きになります。

70才～74才＜前期高齢者＞・・・窓口での支払いが1割から2割にアップ
現役並み所得の人は3割負担です。
(夫婦二人で年収520万以上の人)

「後期高齢者の心身の特性にふさわしいものにする」

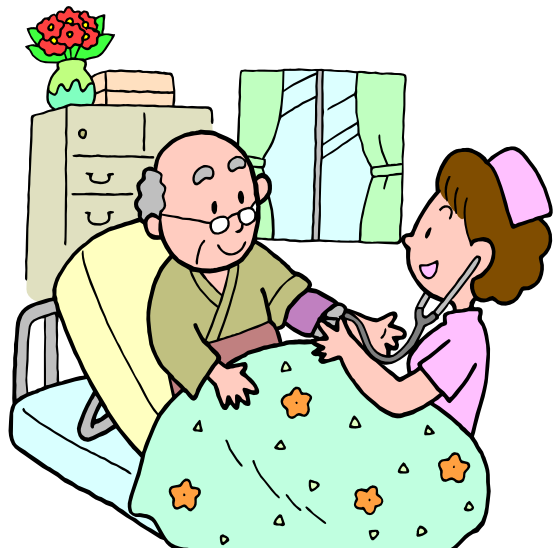
ことを口実に診療報酬を引き下げ差別医療・手抜き医療になる危険性があります。医療改革法は高齢者への適正な医療確保の立場ではなく「財政優先の立場」で考えられており医療費の構造的な抑制をすすめようとしています。

- ・ 高齢者を中心にした自己負担の引き上げ
- ・ 自己負担上限の引き上げ
- ・ 混合診療の実施 < 保険が使える医療と・保険が使えない医療を作る >
- ・ 療養病床（ベット数）の削減 38万床～16万床へ
< 入院できない患者が増える >

後期高齢者医療制度の運営

都道府県単位に新たにできた広域連合が運営します。

静岡県の場合、広域連合議員の定数は20で「各市町村の長及び議会の議員」であり、ここで、保険料（条例で決定）や減免制度などの決定をします。これでは県単位の医療格差が発生する事は明らかです。



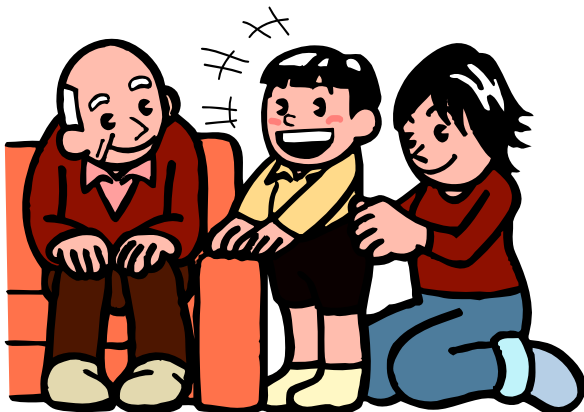
問題点

高齢者が増え、医療費が増えれば 保険料の値上げか医療内容悪化へ独自の保険料の減免などの措置が困難になります。

< 保険料は「後期高齢者医療広域連合」の条例で決める為 >

高額医療の自動償還制度・・・支払い上限額を超えた金額は返還する制度から大きく後退しました。

・ 申請償還に変更・・・本来返される医療費も申請しなければ戻らなくなりました。



当事者の声が直接届かない< 広域連合の議員定数は20人で半数以上の市町村から議員の選出ができず、直接反映する仕組みとして不十分 >